

七時頃従業員代表関根が蔵外七名ハ重役堀田賢三ヲ目黒区三  
田一六七番地ノ自宅ニ訪問シ賃銀ニ割値上ヲ嘆願シタルニ考  
慮ヲ約シ明答ヲ避ケタルヲ以テ甚ノ後屢々今重役ニ對シ値上  
談表ヲ嘆願セルハ実行セサル為メ本月一日總同盟中央会同労  
働組合主事池善ニ執行委員岡田助雄ノ兩名ハ従業員ヲ代表シ  
前叙ノ嘆願書ヲ堀田重役ニ提出シ一周間以内ニ回答ヲ求メタ  
リ

本月七日池 岡田ノ兩名ハ會社ヲ訪問シ堀田重役ト會見シ嘆願書ノ  
回答ヲ求メタルニ重役ハ相當ノ回答猶予期間ヲ与ヘラレタレト求メタルニ従  
業員代表ハ二三日中訪問スルト稱シ辞退シタルカ従業員側ハ會社ニ既  
ナト認メ本月八日ヨリ宛葉シ十日ハ早朝ヨリブリヤ罐ヲ叩キ此労働歌ヲ一高  
唱ニ罷業状態ニ陥リシヲ以テ會社側ハ狼狽シ従業員側ニ對シ會見ヲ申シ  
午後二時三十分ヨリ會社ニ於テ會社側ハ重役堀田賢三坪井夢次郎、従業員側  
側ハ組合代表池善三、岡田助雄従業員代表関根が蔵外七名會見折衝シ社  
果第三別記覽書ノ通り解決シ午後六時頃會見ヲ終リタリ  
右及申(通)報候也

別記第一 嘆願書

- 一 賃銀ニ割値上セラレタシ
  - 二 空期昇給制(但年二週)ヲ確立セラレタシ
  - 三 退職半割制(二年ニ付給料二十日分以上果進加率)ヲ制定セラレタシ
  - 四 賞典金制度ヲ制定セラレタシ
  - 五 公傷、場合日給、西割與ハラレタシ
  - 六 健康保険費ヲ一時立替ハラレタシ
  - 七 衛生設備ヲ改善セラレタシ
  - 八 兵役召集及出征等場合八日給其他祝職等ノ特別ノ便宜ヲ計ラレタシ
  - 九 皆勤賞與ハ一月月皆勤ハ一日分一ヶ年皆勤ハ從前ノ通りセラレタシ
- 右嘆願候也  
昭和九年一月一日

日本化工株式會社 神戶徳田一丁目 從業員一同

此の嘆願書ハ、従業員側ヨリ、會社側ニ提出シ、會社側ハ、相當ノ回答ヲ與ヘ、  
尚、後、屢々、今、重役ニ對シ、値上談表ヲ嘆願セルハ、実行セサル為メ、本月一日、總同盟中央会同労働組合主事池善ニ執行委員岡田助雄ノ兩名ハ、従業員ヲ代表シ、前叙ノ嘆願書ヲ堀田重役ニ提出シ、一周間以内ニ回答ヲ求メタルニ、  
従業員代表ハ、二三日中訪問スルト稱シ、辞退シタルカ、従業員側ハ、會社ニ既ナト認メ、  
本月八日ヨリ、宛葉シ、十日ハ早朝ヨリ、ブリヤ罐ヲ叩キ、此労働歌ヲ、一高唱ニ、  
罷業状態ニ陥リシヲ、以テ、會社側ハ、狼狽シ、従業員側ニ對シ、會見ヲ申シ、  
午後二時三十分ヨリ、會社ニ於テ、會社側ハ、重役堀田賢三、坪井夢次郎、  
従業員側ハ、組合代表池善三、岡田助雄、従業員代表関根が蔵外七名、會見折衝シ、  
社果第三別記覽書ノ通り解決シ、午後六時頃、會見ヲ終リタリ、  
右及申(通)報候也、  
昭和九年一月一日、  
日本化工株式會社、神戶徳田一丁目、  
從業員一同、